

## 平成 31 年度当初予算編成方針

### (県財政の現状と見通し)

本県の財政状況は、今年度については、県税収入は当初予算額をおおむね確保できる見通しであるものの、当初予算において財政調整のために基金を 92 億円取り崩していることから、予算の執行段階における工夫等により基金取崩の抑制に努める。

来年度については、国際情勢等のリスクを背景に、法人二税を中心にこれまでのような県税収入の増加が期待できないこと、高齢化等による社会保障関係費の増加などにより義務的経費が裁量的経費を圧迫する硬直的な構造が続くこと、来年 10 月に予定されている消費税率引上げや幼児教育の無償化をはじめとする国の予算・制度の見直しの影響や地方財政対策の動向を見極める必要があること等から、財政状況は不透明さを抱えながら厳しさを増すものと見込まれる。

なお、一定の仮定の下で試算すると、別紙 1 のとおり 104 億円の財源不足が生じる見込みとなっていることから、歳入歳出の両面にわたり財源確保に取り組み、財源不足額の圧縮に努める。

### 第 1 予算編成に当たっての基本的考え方

#### 1 施策展開の方向性

2 年目を迎える「しあわせ信州創造プラン 2.0」(以下「プラン 2.0」という。)を着実に推進するため、「学びと自治の力」を発揮し、県民の皆様とともに新しい時代を切り拓いていくことを意識しながら、6 つの政策推進の基本方針に沿って施策を展開する。

- ・「学びの県づくり」
- ・「産業の生産性が高い県づくり」
- ・「人をひきつける快適な県づくり」
- ・「いのちを守り育む県づくり」
- ・「誰にでも居場所と出番がある県づくり」
- ・「自治の力みなぎる県づくり」

#### 2 基本姿勢

(1) プラン 2.0 推進に向けた財源と人員の集中投下、めりはりの効いた予算の編成  
厳しい財政状況や限られた人員体制を共通認識とし、以下の取組により、プラン 2.0 の推進に財源と人員を集中投下し、めりはりの効いた予算を編成する。

- ①プラン 2.0 推進のため、速やかに取り組むこととして取りまとめた「攻めと守りの政策パッケージ」のうち、予算を伴うものについては、確実に施策化する。
- ②政策の方向性を組織全体で共有しながら、各部局長の判断と責任において優先

順位をつけて事業を厳選する。

- ③働き方・しごと改革の観点から、これまでの仕事のやり方や事業・組織のあり方を総合的に突き詰め直し、事業の廃止・縮小やそれらを通じた組織のスリム化、職員数・総人件費の適正化にも取り組み、トータルコストの徹底した削減に努める。
- ④特に新規事業の実施や既存事業の拡充で人員増や歳出増を伴う場合は、スクラップアンドビルドを徹底し、将来的な負担や事業の実施体制を考慮し、類似事業などの廃止・縮小や新たな財源の確保により対応する。

## (2) 成果が上がる事業の構築

- ①施策の目的を明確にし、プラン 2.0 に掲げる 8 つの重点目標の達成に向け、中長期的な展開を見通しつつ、執行をイメージしながら成果にこだわりを持って事業を構築する。
- ②事業の構築に当たっては、次に掲げるプラン 2.0 の共通視点、経済・社会・環境の三側面の課題の統合的な解決を目指す S D G s（持続可能な開発目標）、政策分野を横断した部局間連携を十分意識する。
  - ・人口減少社会に立ち向かう
  - ・県民起点で現場に立脚する
  - ・先端技術を活用する
  - ・様々な主体と連携する
  - ・グローバルな視点を意識する
- ③社会や経済の動向、他の都道府県の状況、これまでの取組から課題をデータなどによりの確に把握する。
- ④地域振興局長が地域意見を踏まえ、各部局長に予算への反映を要望する仕組みなどにより、現地機関からの意見等の反映に努める。
- ⑤予算措置による対応だけでなく、規制改革や税制など新たな事業予算を伴わない様々な手段についても検討する。
- ⑥定期的な事業の検証・見直しを実施するため、新規事業には、達成目標及び実施期間（原則 3 年以内）の設定を行う。

## (3) 持続可能な財政運営

行政経営方針に沿って財政の健全化に取り組み、特に、フローとストックの両面での管理を通じて、将来に負担を先送りしない持続可能な財政運営を進める。

県債の発行抑制に努め、臨時財政対策債を除く元金ベースのプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字を維持し、建設事業債の残高の縮減を図るとともに、地方の財源不足を臨時財政対策債に依存しない制度の確立を国に対して強く求める。また、県債引受先の選定に金融機関の競争を取り入れる等により金利負担を軽減する。

県債のみならず、県が将来の負担を保証している財政援助団体等の借入金など県全体の債務残高を減らすことに努め、実質公債費比率及び将来負担比率の改善を目指す。

#### (4) 予算編成に関する説明責任の遂行

事業改善シートにより事業の成果目標など予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有するとともに、分かりやすい事業名をつけることなども含め、県民への説明責任に十分留意する。

## 第2 予算編成における具体的取組

次の事項に留意しながら、適正額を見積もる。

### 1 歳入に関する事項

- (1) 県税については、税制改正や景気、課税客体等の動向を的確に把握するとともに収入歩合の向上に努める。
- (2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を注視して必要なものは必ず取り入れる。特に地方創生関連交付金については、信州創生のため最大限活用する。ただし、国庫を活用する場合にも県の負担があることを十分勘案して計上する。また、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で国に是正を働きかける等、その解消に努める。
- (3) 県債については、社会資本整備に充てる建設事業債について、世代間負担の公平を図るため、県民生活に身近な事業に厳選して活用する一方で、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、当初予算における発行額は極力抑制に努める。ただし、年度中途における災害や経済対策など緊急な対応が必要な場合は、その財源として活用する。
- (4) その他、県有施設の利用率の向上、受益者負担の適正化の観点からの使用料・手数料の新設・改定や減免規定の見直し、未利用県有地の売却等県有財産の有効活用、ネーミングライツや広告収入など新たな財源の確保、貸付金等の債権管理の適正化と未収金の縮減、クラウドファンディング型の導入などによるふるさと納税の促進等により歳入の確保に努める。

### 2 歳出に関する事項

- (1) 事業の構築・見直しに当たっては、別紙2を徹底する。
- (2) 各経費の見積りに当たっては、繰越しが常態化していないか、あるいは、予算執行が年度末など特定の時期に集中していないか等、毎年度の執行状況を的確に把握し、事業効果が適切な時期に発現するよう、予算執行の年間計画を予め定めるなど工夫するとともに、事業の実施見込みが過大なものとならないよう、実施主体や現地機関から翌年度の実施計画等を十分に把握する。
- (3) 社会インフラ（庁舎、学校、病院、福祉施設や道路・橋梁等）については、頻発する自然災害を踏まえ、防災・減災対策に一層の重点化を図るとともに、県民の利便性を重視しつつ、長野県ファシリティマネジメント基本計画等に沿って、
  - ①市町村や関係部局との連携による管理事務の集約化や共同利用、PPP/PFIなど民間の資金やノウハウの活用等効率的・効果的な利活用を進めるとともに、県として保有・運営すべきかどうかなど施設のあり方を根本から検討し方向性を踏まえた上で、維持管理経費等の適正化を図る。
  - ②資産の有効活用とトータルコスト節減の観点から、既存施設の耐震化・長寿命化を計画的に行う等、「造る」ことから「直す」ことへの重点化を図る。また、500万円以上の建築物修繕・改修工事は、緊急性等の観点から統一的に評価し優先

度を明確化する。

なお、当面新規の施設建設は行わないことを原則とするが、プラン 2.0 に沿った取組、既存施設の統廃合など特別な事情により建設する場合においては、当該施設に係る人件費や維持管理経費等の将来負担を十分考慮の上、所要額を精査する。

- (4) 国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、当該団体の財務状況、県やその他関係団体等との役割分担などを踏まえて必要性を十分検証し、経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、理解を得ながら必要な見直しを行う。
- (5) 県単独補助金については、必要性や妥当性を再検討し、補助率の引下げ、国庫補助金への任意上乗せの廃止等を検討する。また、協議会等への負担金については、加入の必要性を再検討するほか、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。
- (6) イベント・啓発事業については、その対象や県内外への波及効果を見極めながら、廃止・縮小や民間との協働による事業実施、紙媒体からホームページや SNS を活用した啓発への移行等を検討し、見直しを図る。
- (7) 行政の簡素・効率化、民間企業等の事業拡大・雇用創出を図るため、サービス水準の維持・向上に配慮しつつコスト比較を行った上で、民間企業等への委託を積極的に推進する。

### 3 その他特に留意すべき事項

- (1) 特別会計については、事業目的を踏まえつつ、一般会計と同様に必要性・緊急性等を十分検討し、効率的な運営に努めることにより、一般会計からの繰出金の節減を図る。
- (2) 債務負担行為については、その必要性、妥当性や設定内容が適切かどうか等を十分精査し、最小限のものとする。このうち、県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、将来の県民負担につながらないよう特に留意する。
- (3) 国・県の制度変更等について、市町村等と情報を共有するとともに、経費負担の変更を伴うものについては、市町村等と十分な調整を行うなど適切な対応に努める。
- (4) 来年 10 月に予定されている消費税率引上げを踏まえ、歳入・歳出両面にわたり適切に計数を見積もる。

### 第 3 予算編成プロセスの改善

- 1 年度前半からの政策議論を踏まえて予算を編成し、政策形成と予算編成の一貫性を実現する。
- 2 部局長の判断と責任で調整を行う「部局長裁量経費」を創設し、分権型予算編成を強化する。
- 3 重要課題に全庁的な視点で対応する「しあわせ信州創造経費」を創設し、政策分野を横断し部局間の連携により施策の重点化を図る。
- 4 円滑なコミュニケーションを図り、互いの考えを共有して高め合うことにより、予算編成の効率化と質の向上に努める。
- 5 編成作業の効率（省力・重点）化のため、重要課題に対応するための事業につい

て、財政課長協議、事前知事相談を実施し、論点の早期明確化・協議の効率化を図るとともに、事務的な経費や政策判断余地の少ない経費について、財政課内での調整方法を簡素化する。

- 6 資料3 “ない”運動（作らせすぎない、手戻りさせない、複雑にしない）の徹底により、資料作成を省力化する。

## 第4 予算要求方法

### 1 要求基準

上記を踏まえ年間所要額を見積もることとし、別紙3により要求することとする。

なお、予算要求時における見直しと予算執行時における工夫及び節減を促進するため、制度の見直し等による新たな増収又は歳出削減の財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして要求上限額に上乗せして要求することができる。

### 2 部局長のリーダーシップの発揮

各部局長は強いリーダーシップを発揮し、人材・資産・財源と予算を総合的にマネジメントする意識の下、部局の全ての事業について、これまでの取組の成果や課題などを徹底的に検証し、ゼロベースで検討した上で、優先順位をつけて要求することとし、予算に関し説明責任を全うする。

厳選して成果が上がる事業を要求することが、プラン2.0の目標達成のみならず、働き方・しごと改革につながることを十分に意識して質の高い要求となるよう努める。

特に「部局長裁量経費」など要求の上限額が定められている経費については、施策の重点化を図った上で、各部局長の判断と責任において上限額の範囲内に調整して要求する。

## 第5 予算編成日程

おおむね次の予定による。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ・ 予算見積書提出期限  | (別途通知する日) |
| ・ 要求概要の公表    | 12月中      |
| ・ 知事査定       | 1月下旬～2月上旬 |
| ・ 当初予算案決定・公表 | 2月上旬      |

### 平成31年度一般会計財政見通し (平成30年10月仮試算)

#### ○試算の考え方

(歳入) 地方財政対策において、一般財源総額はH30と実質的に同額が確保されるものと仮定。

(歳出) 人件費、公債費は所要額。その他の経費は社会保障関係費の自然増等を考慮。公共事業費等は原則としてH30当初同額としつつ、県立武道館、信濃美術館に係る建設費等を反映。

※現時点での機械的試算であり、国の予算や地方財政対策の動向等により変動する。

単位:億円

| 歳 出          |                                                                     | 歳 入                                             |  |
|--------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--|
| 8,564<6,133> |                                                                     | 8,460<6,029>                                    |  |
| 削減が困難な経費     | 義務費<br>3,912<3,439><br>(人件費、公債費、扶助費)                                | 県税・地方交付税・<br>臨時財政対策債等<br>5,939<5,939>           |  |
|              | 社会保障関係費<br>1,023<1,023>                                             |                                                 |  |
|              | その他義務的な経費<br>1,636<1,109><br>〔税市町村交付金、中小企業融資制度資金<br>災害復旧費、県税還付金 など〕 | 建設事業債<br>634<0>                                 |  |
| 裁量的経費        | その他行政費<br>1,993<562><br>〔公共事業費、施設運営費、事業補助金<br>など〕                   | その他歳入<br>1,887<90><br>〔国庫支出金、使用料・手数料、諸収入<br>など〕 |  |
|              |                                                                     | 財源不足 104 + α                                    |  |

※< >は純一般財源

予算編成の過程において、  
事業見直しや歳入確保により対応

国の予算や地方財政対策の内容が未確定  
⇒ 収支不足が更に拡大するおそれ

## 事業構築・見直し5箇条

### 1 県民起点・現場重視

県民や市町村の要望、現場の課題を的確に捉えること。

### 2 データ&ロジカル

客観的根拠に基づき、論理的に構築すること。

### 3 選択と集中

これまでの取組を踏まえ、  
伸ばすものは伸ばす。止めるものは止める。

### 4 中長期的視点

事業の動かし方（執行体制）や段取り（工程表）を  
明確にすること。

### 5 協働・共創

様々な資源（人・政策・財源）を活かし、巻き込むこと。

## 平成31年度当初予算要求基準

| 区 分         | 予算要求の考え方                                                                                                                                                         |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 義務費         |                                                                                                                                                                  |
| 人件費         | ・毎年度の執行状況を踏まえ精査の上、所要額を要求                                                                                                                                         |
| 扶助費         | ・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求<br>・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求                                                                      |
| 公債費         | ・県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求                                                                                                                                          |
| 準義務費        | ・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求<br>・私学助成などの別指定経費については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求                                                                |
| 經常事務費       | ・価格の変化、経費の節減及び執行状況等を考慮の上、財政課が示す標準額の範囲内で、執行状況を踏まえた費目・節に配分の上、要求                                                                                                    |
| 臨時経費        | ・主要建設事業、大規模イベントなどの別指定経費等について、平成31年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、財政課に協議の上、必要最小限の額を要求                                                                                    |
| 部局長裁量経費     | ・県の果たすべき役割や事業効果・緊急性等を精査し、各部局長の判断と責任により平成30年度当初予算額の範囲内で要求                                                                                                         |
| 地域振興局長裁量経費  | ・「地域発 元気づくり支援金」及び「地域振興推進費」は、平成30年度当初予算額の範囲内で要求                                                                                                                   |
| 行政・財政改革推進経費 | ・行政・財政改革に資する取組について、事業や取組の効果を踏まえ所要額を要求                                                                                                                            |
| しあわせ信州創造経費  | ・重要課題対応のため特に認められる新規・拡充事業について、これまでの取組を十分踏まえた上で所要額を要求（別途指示）                                                                                                        |
| 公共事業費等      | ・補助公共事業費については、国の動向を注視しながら、適正額を要求<br>・県単独公共事業費については、公共事業評価を踏まえた上で事業箇所を厳選し、平成30年度当初予算の範囲内で要求<br>・国直轄事業負担金については、国の動向を注視しながら、適正額を要求<br>・災害復旧費については、過去の実績等を勘案し、所要額を要求 |

※要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

※制度の見直し等による新たな増収又は歳出削減の財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして部局長裁量経費の要求上限額に上乗せして要求することができる。

※各経費とも、国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向如何によっては、予算編成過程において弾力的対応を行う。